

の資料説明がありました。

協議の結果、「〇広報紙は、市政及び地域の文化、伝統、祭りなど情報提供の充実を図るとともに、ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビなどの広報手段を活用する。〇相談事業は、久留米市の例により統一するが、開催場所・回数等は合併までに調整する」ことなどの調整案が全会一致で承認されました。

### ●第34号議案 障害者福祉事業の

#### 取扱いについて（前回会議で提案）

協議の結果「総合的にサービス充実の方向で調整する。ただし、国、県が定める制度に基づき事業については、1市4町における現行の実施方法を基本に新市において実施するものとする。久留米市のみで実施している障害者生活支援、移動支援・社会参加促進及び文化・啓発事業については、久留米市における現行事業の例により、新市においても現行どおり実施する」などの調整案が全会一致で承認されました。

### ●第35号議案 児童福祉事業の

#### 取扱いについて（前回会議で提案）

委員から「少子化対策、次世代育成支援の具体的な施策はあるのか」との意見が出され、会長より「次世代育成支援対策推進法に基づき、各市町で実態調査を行っています。その結果を踏まえて17年度に行動計画を策定することになります。北野町の赤ちゃん祝金制度は廃止となりますが、制度化された理念を活かしながら、新市において



子育て支援センターでは、子育ての情報交換や親子での交流を支援しています

も少子化対策、子育て支援などを総合的に行っていく予定です」と説明がありました。

協議の結果、「〇子育て支援センターは、現行事業を継続し、新市においては、地域のバランスを考慮しながら実施施設の調整を図る。〇学童保育所整備・運営については、当分の間現行どおりとし、新市において統一に向けて調整を図る。〇合併時に赤ちゃん祝金制度は廃止するが、北野町で制度創設された趣旨を尊重し、新市において少子化対策・次世代育成支援の充実に努める」ことなどが全会一致で承認されました。

### ●第36号議案 高齢者福祉事業の

#### 取扱いについて（前回会議で提案）

「高齢者福祉事業の取扱い」については、「〇生きがいデイサービスは、当

面現行どおりとする。新市において現行各市町の基準を調整のうえ、継続して実施する。〇家族介護慰労金は、新市においても実施する。額は4町の額を引き上げ久留米市の額（年間12万円）とする。ただし、介護手当事業は、当面現行どおりとし、新市において廃止の方向で検討する。〇老人クラブ、老人憩いの家、敬老祝い金は、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向け調整を図る」などが承認されました。

なお、介護用品支給については、継続協議となりました。



生きがいデイサービス事業は、楽しみながらできる機能回復訓練などを行っています

### ●第37号議案 財産の取扱いについて

#### （今回提案）

「財産の取扱い」については、「(1)田主丸町、北野町、城島町及び三潞町の財産（権利及び義務を含む）は、すべて久留米市に引き継ぐ。なお、基金については、基金設立の経緯等を勘案し、

旧田地域に用途を限定した「地域振興基金（仮称）」を旧町ごとに設置する(2)田主丸町の船越財産区、東部財産区及び西部財産区の区有財産は、各々の財産区有財産として久留米市に引き継ぐ」ことの調整内容が提案されました。

委員から「地域振興基金は、誰がどのような目的で使用するのか。使途、権限等を明確にすべきである」との質問が出され、事務局より「新市建設計画に盛り込まれた施設の整備や基盤整備事業の大半は合併特例債で賄われるので、その他の小規模なハード、ソフト事業に充ててはどうかと考えています。具体的な活用方法は、地域審議会や新市の議会などの意見を踏まえる必要がありますので、合併後に決定したいと考えています」との説明がありました。

また、「田主丸町の財産区は、合併したら久留米市の財産になるのか」との質問が出され、事務局より「財産区は地方自治法上の法人であるので、今の形態のままです。財産区の管理者は町長から市長になります」との説明がありました。

### ●第38号議案 事務組織及び機構の

#### 取扱いについて（今回提案）

「事務組織及び機構の取扱い」については、左の囲みのとおり調整内容が提案されました。

委員から「第27次地方制度調査会の最終答申に、市町村の規模が拡大することに伴い住民自治が損なわれないよう地域自治組織の創設が盛り込まれて